

意見を表示し又は処置を要求した事項

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が IT ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

(令和6年10月21日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに適宜の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、494 ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

消費者還元補助事業のように実際に要した経費に基づく精算を行わず、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する場合には、補助金の額の確定後に、補助事業者等における補助金の滞留の発生状況を把握して原因分析を的確に行い、制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生しているときには補助金の返還を求めることができる交付要綱を定めるようにすることにより、補助事業の適正な執行を確保できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)消費者行政推進費	
部 局 等	経済産業本省	
補 助 の 根 拠	予算補助	
補 助 事 業 者	一般社団法人キャッシュレス推進協議会	
間接補助事業者 (事業主体)	876 事業主体	
補 助 事 業	消費者還元補助事業	
補助事業の概要	小売店、サービス業者、飲食店等の加盟店においてキャッシュレス決済による支払を行った消費者を対象に、支払額の5%又は2%の額に相当するポイントの付与等を行う事業主体に対して、その経費を補助するもの	
検査の対象とした事業主体数及び補助金交付額	876 事業主体	4782 億 5715 万余円(令和元、2 両年度)